平成２４年（フ）第１１１８号
京都府宇治市小倉町堀池39番地の195
破産者　久保　隆哲
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
岡山県勝田郡勝央町植月東2740番地２
破産者　古市美代子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１３０２号
広島市東区中山中町22番38号
破産者　井上　淳一
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
広島県東広島市西条町寺家1810番地　ロッキータウンH103号
破産者　中島　和也（旧姓小田）
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施976番地３
破産者　今井　純一
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４１号
高知県土佐清水市汐見町23番15号
破産者　山﨑　範之
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２２５号
長崎県長崎市神浦上大中尾町725番地
破産者　竹本　廣喜
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
大分県別府市元町３番17号　中央アパート
破産者　鈴木　康一
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０１号
大分市中央町１丁目４番22号　サクラヤビル701
破産者　甲斐　仁己
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
大分県豊後高田市香々地4706番地１
破産者　榎本　英治
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４１号
栃木県佐野市犬伏新町2062番地
破産者　山﨑　金成
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４２号
栃木県佐野市犬伏新町2062番地
破産者　山﨑　　誠
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５６８号
千葉県市川市八幡３丁目27番８号
破産者　パフォーマンスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０５号
千葉県市原市ちはら台東３丁目１番地８　シティハイムちはら台302、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野１丁目51番地８
破産者　齋藤　英治
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
奈良県磯城郡川西町大字吐田921番地の１
破産者　生田　雅彦
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４２７号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目５番１号、住民票上の住所札幌市手稲区稲穂２条６丁目１番22号　ルセ・フェリセＡ－２号
破産者　森　　成世
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２０号
仙台市青葉区大町１丁目１番８号
破産者　株式会社ラフウェルパートナーズ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
最後の住所茨城県常総市水海道宝町2752番地１
破産者　亡北村喜一郎相続財産
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９５号
埼玉県川口市大字芝6224番地１
破産者　株式会社メンズシヨツプ架洞屋
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部